

コンテックグループ人権方針

【人権に対する基本的な考え方】

当社は、ダイフクグループの一員として、社是「日新（ひにあらた）」の精神の下、創業以来変化する社会のニーズと課題に向き合ってきました。

コンテックグループ行動規範において「人権の尊重」を謳い、一人ひとりが自らの力を最大限発揮できる環境づくりに努めています。

私たちは、「人権の尊重」が、事業と組織の持続的な成長における最も重要な責任の一つであると認識し、事業活動を通じて起こり得る人権の負の影響を最小化することにより、その責任を果たします。

この方針は、当社グループの事業活動を行う上で人権に関する考え方を明確にするものであり、当社グループのすべての役員、従業員に適用されます。サプライチェーンを含め、事業に関連するビジネスパートナーにも、この方針に基づく理解と実践を期待し、人権尊重を協働して推進します。

また、その実現のために、株式会社コンテックの代表取締役社長を人権に関わる責任者とした社内体制を整備し、継続的な取り組みを実施します。

1. 人権に関する国際規範の尊重

私たちは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、指導原則という）に沿って、この方針を策定しており、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権を規定した国際人権章典（世界人権宣言および国際人権規約）、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」による中核的労働基準を尊重し、支持します。そして、OECD多国籍企業行動指針および国連グローバル・コンパクトが掲げる人権に関する原則を含む10原則を支持し、事業活動を行います。また、私たちは、事業活動を行う国・地域で適用される法令を遵守します。法令と国際規範に乖離がある場合には、法令の範囲内で、国際規範を最大限尊重するための方法を追求します。

2. 事業活動に関わる人権課題

私たちは、事業活動に関連する以下の人権課題への取り組みが特に重要であると認識し、それぞれの課題に対して誠実に対応します。

- ・ 強制労働、児童労働の禁止
- ・ 国籍、人種、民族、信条、出身地、政治的見解、肌の色、言語、宗教、思想、性別、年齢、障がい、性自認、性的指向、財産、雇用形態等による偏見や差別の排除
- ・ あらゆるハラスメントの禁止
- ・ 最低賃金の確保と適正な労働時間の管理
- ・ 労働者の結社の自由、団体交渉権の尊重
- ・ 健康上、及び安全衛生上のリスクからの保護
- ・ 最も脆弱な立場にある人々との建設的な対話

- ・ 個人情報およびプライバシーの保護

3. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、指導原則に従って、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、事業活動全般に係る人権への負の影響を特定・評価・是正・緩和・予防する取組みを進め、継続的な実施と改善に取り組めます。人権デュー・ディリジェンスの実施により、人権に負の影響を引き起こしたり、助長したりしたことが明らかとなった場合、適切かつ効果的な救済措置を講じるよう努めます。

4. ステークホルダーとの対話

私たちは、人権への影響に適切に対応していくためには、事業活動において人権への影響を受ける、あるいは受ける可能性があるステークホルダーを認識することが重要であると考えます。そのため、私たちは、顕在化した、または潜在的な人権への負の影響に関する対応について、関係するステークホルダーと適切なタイミングで事業活動に関連する人権課題を共有し、対話と協議を行ってまいります。

5. 情報開示

私たちは、この方針に基づく人権デュー・ディリジェンスを含む人権尊重の取り組みの状況を、ウェブサイト等のコミュニケーション手段を通じて開示します。

6. 理解浸透・教育

私たちは、この方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるようすべての役員、従業員に対して教育・啓発を行います。また、ビジネスパートナーおよび関係者に対しても、本方針を共有し、理解していただくことで浸透に向けて努力します。

2024 年 4 月 1 日

株式会社コンテック 代表取締役

西山 和良